

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例



加東市マスコットキャラクター
『加東伝の助』

◆「加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例」は、働く人の労働環境の確保などを目的に、市が結ぶ工事や委託の契約等(公契約)についての約束事を決めた条例です。

◆加東市が労働の対価(賃金等)の下限額(労働報酬下限額)を決めて、働く人へその額以上の労働の対価を支払うことを受注者等(受注者又は下請負者等)に約束してもらいます。

万が一、支払われた額が労働報酬下限額よりも少ない場合には、加東市が対象公契約の受注者等に申し出ることができます。

◆詳しくは、加東市のホームページ、または受注者からのお知らせを御覧ください。

お問い合わせ先： 加東市総務財政部管財課（庁舎4階）
☎ 0795-43-0414